

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	固定資産税	不動産取得税
茨城県過疎地域等における県税の特別措置に関する条例	S38.7	○資本金の規模に応じて、以下の工場生産設備取得額 資本金 5,000 万円 取得額 500 万円以上 資本金 5,000 万円超～1 億円以下 取得額 1,000 万円以上 資本金 1 億円超 取得額 2,000 万円以上	過疎地域	設備投資に係る増加従業員数の割合に応じて、3年間免除	設備投資に係る償却資産の税額を3年間免除	設備投資に係る家屋又はその敷地の取得に係る税額を免除
		○工業生産設備取得額 2,700 万円超 ○増加雇用者数 15 人超(製造業以外)	原子力発電施設等立地地域	不均一課税 初年度 1/2 2年度 1/4 3年度 1/8	不均一課税 初年度 9/10 2年度 3/4 3年度 1/2	取得時軽減 免除率 9/10
茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例	H15.4	○茨城県内に事業所又は事務所を新設又は増設した法人で、従業者が原則として5人以上増加した法人 ※当該新增設が過疎地域、県等の公共的団体が造成した工業団地内である場合等は、5人未満であっても対象 【対象業種】 製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、電気・ガス・熱供給業(過疎地域に限る)、旅館業、大規模小売店舗(認定中心市街地、第二種大規模小売店舗立地法特例区域及び過疎地域に限る)、植物工場(不動産取得税の課税対象となる家屋内において行う事業に限る)、農林水産物等販売業(過疎地域に限る))	県内全域 (工業団地外も対象)	—	—	取得時課税免除 (事業所等の新增設に係る家屋及びその敷地を含む一団の土地) ○適用期間 令和9年3月31日までに事業所等の新增設をしたもの

〈融資〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	融資条件		
					融資対象事業等	融資額等	限度額
茨城県工場等立地促進融資	H17.4	立地企業	(1)県、茨城県開発公社、市町村等が分譲する県内の対象工業団地等に立地する者 (2)県内に立地する者で、(1)に該当しない者(製造業等を営む者に限る) (3)工業団地で増設を行う者(敷地内で事業用面積が増加する増改築をいう)	(1)県、茨城県開発公社、市町村等が分譲する県内の対象工業団地 (2)県内全域 (3)県内の工業団地	設備資金(土地の取得及び施設・設備の整備費)	○融資金利 1.4%～1.6% ○融資期間 (1)15年以内 (2)(3)10年以内 (うち据置2年以内)	(1)25億円 (2)(3)15億円

上記の優遇制度について https://www.indus.pref.ibaraki.jp/kakushu_yugu/